

## 中華人民共和国弁護士法

倉 田 彪 士

は し が き

今年（一九九六年）の五月末ごろ「中華人民共和国弁護士暫定条例」（一九八〇年八月二十六日、第五期全国人民代表大会常务委员会第一五回会議採択、一九八二年一月一日施行）に代わる恒久的な「中華人民共和国弁護士法」（以下「新法」と呼ぶ）が公布された、と仄聞した。そこで、そのことの確認とその辺の事情を照会するため、上海の華東政法学院（中国における数少ないロースクールで重点大学のひとつでもある名門大学である。因みに小生は本学院から名誉教授の称号を授与されている）の尊敬する史煥章院長並びに畏友の陳鵬生教授に書翰を送った。史院長は、折返し「新法」の全文をFAXで送って下さり、また陳教授からは「新法」に基づいて実施される運びになっている全国統一の弁護士試験に関する具体的な要項に加え、「新法」についての所感などを記した、真に懇篤な書翰を頂戴した。斯様なことで、多用を意に介しない厚意に溢れたご両人の配慮になんとかお応えすることが必要ではないか、またそうすることは小生の務めでもあると思惟した次第である。而して、その方策は

「新法」を少なくと「資料」程度に紹介することが必須であり時宜を得た対応であるとも合点した。とは言ってものの公法関係は全くの門外漢、加えて中国語の翻訳とはずいぶん長い間のご無沙汰であるため、大変な間違いを犯す不安がない訳ではない。でも、多少は消化不良の日本語になることを承知の上で、できるだけ意識を避け、原文に則して直訳することが賢明と判断した。そんなことで、非才を顧見ず敢えて訳出した結果が、以下本文に示すとおりである。

なにとぞ、ご諒解賜りご勸案の上、お気付きの点をご指摘ないしご示教願えれば幸甚である。

なお、本文中の（一）内の記述は、小生が便宜ないし註釈のためにしたもので、原文に記載されているものではないことおよび訳出に当っては、中国研究所編「中国基本法令集」（一九八八年八月二〇日、日本評論社発行）の一部を参照したと、友人の弁護士K氏の助言を得たことを付記しておく。

## 本文

中華人民共和国主席令 第六七号

《中華人民共和国弁護士法》は、一九九六年五月一五日中華人民共和国第八期全国人民代表大会常務委員会一九回會議において採択された。よって、ここに公布し一九九七年一月一日から施行する。

一九九六年五月一五日

中華人民共和国主席

江澤民

目次

- 第一章 総則
- 第二章 弁護士業務の条件
- 第三章 弁護士事務所
- 第四章 弁護士の業務内容および権利と義務
- 第五章 弁護士協会
- 第六章 法律(的)扶助
- 第七章 法律責任
- 第八章 附則

第一章 総 則

第一条 弁護士制度を完全ならしめ、弁護士が法にしたがって業務を行うことを保障し、その行為を規律すること、当事者の合法的な権益と法が正しく適用されることを擁護し、もって弁護士が社会主義法制の建設について、積極的な役割を果し得るよう、ここに本法を制定する。

第二条 本法において弁護士とは、法定の弁護士業務許可証を取得し、社会のために法律業務に関する事務を提供することを業とする者を言う。

第三条 弁護士が業務を行うについては、憲法と法律を遵守しなければならない。また、誠実に弁護士として

の職業的道德と業務規律を守らなければならない。

弁護士が業務を行うについては、事実を根拠とし、法律を規準としなければならない。

弁護士の業務は、国家、社会および当事者の監督を受けなければならない。

弁護士が法に基づいて業務を行う場合は、法律による保護を受ける。

第四条 国務院司法行政機関（以下、司法行政機関を「司法局」と称する）は、本法に基づき、弁護士、弁護士事務所および弁護士協会を監督し指導を行う。

## 第二章 弁護士業務の条件

第五条 弁護士業務を行うには、弁護士資格と業務許可証を取得しなければならない。

第六条 国家は、弁護士資格全国统一試験制度を実施する。大学の法学専攻以上の学歴或いはそれと同等の専門的学力を有する者および大学の法学以外の専攻以上の学歴を有する者が、弁護士資格試験に合格すれば国務院司法局により弁護士資格が授与される。

弁護士資格全国统一試験の実施に関する事項は、国務院司法局がこれを定める。

第七条 大学本科の法学専攻以上の学歴を有して、法律研究や教育などに携わり、而も相応の職称を有する者或いは同等の専門的知識を有する者が、弁護士資格の申請をした場合には、国務院司法局が審査を行う。審査の結果、承認された場合は弁護士資格が授与される。

第八条 中華人民共和国憲法を擁護し、かつ次の条件を満たす者は、弁護士業務許可証の交付を申請することができる。

- 第九條 次のいずれかに該当する者には、弁護士業務許可証を交付しない。
- (1) 弁護士資格を有すること
  - (2) 弁護士事務所における実習期間が満一年以上あること
  - (3) 品行方正であること

- 第一〇條 弁護士業務許可証の交付を申請するには、次の書類を提出しなければならない。
- (1) 刑事処罰を受けた者、ただし過失犯罪の場合は除く
  - (2) 公職を罷免された者または弁護士業務許可証を取消された者

- (1) 申請書
- (2) 弁護士資格を証する書面
- (3) 申請者が所属する弁護士事務所が作成した実習評定書
- (4) 申請者の身分証明書の写し

第一一條 弁護士業務許可証交付の申請については、省、自治区、直轄市以上の人民政府司法局が審査を行う。本法が規定する条件に符合する場合は、申請書を受理した日から三〇日以内に弁護士業務許可証を交付する。本規定の条件に符合しない場合は、弁護士業務許可証を交付せず、申請書を受理した日から三〇日以内に書面での旨を申請者に通知する。

第一二條 弁護士は、特定の弁護士事務所所に所属して業務を行うべきであり、同時に二ヶ所以上の弁護士事務所で業務を行ってはならない。

弁護士が業務活動をするについては、地域的制限はない。

第十三条 国家機関の現職の公務員は、弁護士業務を兼職してはならない。また、弁護士が国家もしくは地方  
民代表大会常務委員会の構成員である場合も、その任期中は弁護士業務を行ってはならない。

第十四条 弁護士業務許可証を取得していない者は、弁護士の名義で弁護士業務を行ってはならない。また、経済  
的利益を得る（むさぼる）ため、訴訟代理または弁護士業務に従事してはならない。

### 第三章 弁護士事務所

第十五条 弁護士事務所とは、弁護士が業務を執り行う機関である。

弁護士事務所は、次の条件を具備しなければならない。

- (1) 名称、住所および規約を有すること
- (2) 人民幣一〇万元以上の資産を有すること
- (3) 本法の規定に符合する弁護士が在籍すること

第十六条 国家の出資で設立された弁護士事務所は、法にしたがって、自主的に弁護士業務を展開し、その事務  
所の全資産でその債務を担保する責任を負う。

第十七条 弁護士は、提携（協力制）弁護士事務所を設けることができる。この場合は、当該弁護士事務所の全  
資産でその債務を担保する責任を負う。

第一八条 弁護士は、合同（共同）弁護士事務所を設けることができる。この場合の弁護士事務所の債務につい  
ては、合同者が無限かつ連帯の責任を負う。

第一九条 弁護士事務所の設立申請については、省、自治区、直轄市以上の人民政府司法局が審査する。本法が規定する条件に符合する場合は、申請書を受理した日から三〇日以内に弁護士事務所営業許可証を交付する。

本法が規定する条件に符合しない場合には、弁護士事務所営業許可証を交付せず、申請書を受理した日から三〇日以内に書面をもってその旨を申請者に通知する。

第二〇条 弁護士事務所は、支所（分所）を設けることができる。支所を設ける場合には、支所予定地を管轄する省、自治区、直轄市の人民政府司法局が規定する条件に照らして審査する。

弁護士事務所は、その設立した支所の債務について責任を負う。

第二一条 弁護士事務所は、名称、住所、規約、合同事業人などの重要事項の変更或いは解散については、原審査局（機関）に届け出なければならない。

第二二条 弁護士事務所は、事務所の規約にしたがい弁護士業務の展開（状況）や法律と国家政策の学習を総括して、業務経験について意見の交換（交流）をしなければならない。

第二三条 弁護士は、弁護士事務所を通じて業務の依頼を受け、依頼人と書面で委任契約を締結し、国家が規定するところにしたがって、費用を請求しかつそれを書面に記載しなければならない。

弁護士事務所および弁護士は法に法に、納税しなければならない。

第二四条 弁護士事務所および弁護士は、他の弁護士を誹謗したり紹介料を支払うなどの不正手段で業務依頼を争ってはならない。

#### 第四章 弁護士業務内容および権利と義務

第二五条 弁護士は、次の業務を行うことができる。

- (1) 公民、法人およびその他の組織の依頼を受けて法律顧問を担当すること
- (2) 民事事件、行政事件の当事者の依頼を受けて代理人として訴訟に参加すること
- (3) 刑事事件被疑者の依頼を受けて法律相談に応じたり、訴訟の申立て、控訴、保釈申請を代理すること

被疑者や被告人の依頼或いは人民法院の指名により弁護人を務めること

親告罪案件の親告者、公訴案件の被害者或いはその近親者の依頼を受けて代理人として訴訟に参加すること

- (4) 各種の訴訟事件の不服申立てを代理すること
- (5) 当事者の委託により調停、仲裁法廷に参加すること
- (6) 非訟事件当事者の委託により法的援助を提供すること
- (7) 法律に関する質問に答え、訴状およびその他の法的文書を代書すること

第二六条 法律顧問を務める弁護士は、依頼部門（聘請人）のために業務に関する法律問題について意見を述べ、法律文書を起草、審査し、代理人として訴訟、調停或いは仲裁活動に参加し、その他の法律事務も処理して依頼部門の合法的権益を擁護しなければならない。

第二七条 弁護士は、訴訟事件或いは非訟事件の代理人として、委託された権限の範囲内で、依頼人の合法的権



益を擁護しなければならない。

第二八条 刑事弁護を担当する弁護士は、事実と法律に基づいて、犯罪被疑者や被告人の無罪、軽罪或いは軽減または免除の証明材料と意見を提出して、被疑者や被告人の合法的權益を擁護しなければならない。

第二九条 依頼人は、弁護士が引続き自分のために弁護や代理することを拒否することができる。また、他の弁護士に委託して弁護士或いは代理人を担当してもらうこともできる。

弁護士は、受任後は正当な理由がなければ弁護或いは代理を拒否することができない。ただし、委任事項自体が違法な場合や依頼人が弁護士の提供した法律事務を悪用して違法行為（活動）を行い或いは事実を隠蔽した場合には、弁護或いは代理を拒否する権利がある。

第三〇条 弁護士が、訴訟参加する場合は、訴訟法の規定にしたがい、該事件に関係（係わり）のある資料を収集したり閲覧することができる。人身の自由を制限された人との会見や文通もでき法廷に出席して訴訟参加する外、その他訴訟法によって認められている権利を享受するものとする。

弁護士が、訴訟代理人もしくは弁護人を担当する場合は、その弁論または弁護の権利は法によって保障されねばならない。

第三一条 弁護士が、法律事務を引き受ける場合は、関係の部門（単位）または個人について、その同意を得て、事情調査することができる。

第三二条 弁護士は、その業務活動中は人身に関する権利を侵害されることはない。

第三三条 弁護士は、その業務活動中に知り得た国家機密および当事者の取引上の秘密を守らねばならず、当事者のプライバシーを漏らしてはならない。

第三四条 弁護士は、同一事件について当事者双方の代理人を引き受けてはならない。

第三五条 弁護士が、業務活動を行うについては、次の行為があつてはならない。

- (1) (弁護士事務所) 無断で委託を受けたり、無断で依頼人から費用や金品を收受すること
  - (2) 法律事務を提供する機会を利用して、依頼人から係争権益を得、或いは相手方から金品を受け取る  
こと
  - (3) 規定に違反して、裁判官、検察官、仲裁員と面会すること
  - (4) 裁判官、検察官、仲裁員およびその他の関係者に金品を贈与したり接待すること、または賄賂を贈  
るよう依頼人に指示したり示唆すること
  - (5) 虚偽の証拠を提供したり事実を隠蔽したり脅かしたりして、他人を利益誘導すること虚偽の証拠  
を提供させたり事実を匿しだてさせて、相手方が合法的に証拠を取得することを妨げること
  - (6) 法廷または仲裁法廷の秩序を乱し訴訟や仲裁活動の正常な進行を妨げること
- 第三六条 過去に裁判官や検察官であった弁護士は、人民法院または人民檢察院を離任してから二年内は訴訟代  
理人或いは弁護人を担当してはならない。

## 第五章 弁護士協会

第三七条 弁護士協会は、社団法人(社会团体法人)で弁護士の自治組織とする。

全国では中華全国弁護士協会を設立し、省、自治区、直轄市においては地方弁護士協会を設立する。  
区を設けている市においては、必要に応じて地方弁護士協会を設けることができる。

第三八条 弁護士協会の会則は、全国会員代表大会で統一制定し、国务院司法局へ報告して認可を受けることとする。

第三九条 弁護士は、在住地の地方弁護士協会に加入しなければならない。地方弁護士協会に加入した弁護士は、当然、中華全国弁護士協会の会員となる。

第四〇条 弁護士協会の会員は、会則で賦与されている権利を有すると同時に義務も履行しなければならない。弁護士協会は、次の職責を履行しなければならない。

- (1) 弁護士の法に基づく業務を保障し合法的利益を擁護すること
- (2) 弁護士活動の経験を総括し、交換（交流）すること
- (3) 弁護士業務の研修を組織すること（研修活動を行うこと）
- (4) 弁護士に対して職業道徳および業務規律に関する教育、検査並びに監督を行うこと
- (5) 弁護士の対外的交流を企画推進すること
- (6) 弁護士の業務中に発生した業務上の紛争を調停すること
- (7) 法律が規定しているその他の職責

#### 第六章 法律（的）扶助

第四一条 公民は、扶養、労災、刑事訴訟、国家賠償の請求および法定の救済金請求などで弁護士の援助が必要となる場合において、弁護士費用を支払う能力がない時は、国家の関係規定に基づいて法律（的）扶助を受けることができる。

第四二条 弁護士は、国家の関係規定に基づく法律（的）扶助義務を受入れて職責を尽くし被扶助者に法律事務を提供しなければならない。

第四三条 法律（的）扶助に関する具体的な実施方法は、国務院司法局が制定し、国務院に報告して認可を受けることとする。

### 第七章 法律責任

第四四条 弁護士の行為が、次に掲げる一つに該当するときは、省、自治区、直轄市および区を設けている市の人民政府司法局によって警告を受ける。悪質な場合は三ヶ月以上一年以内の業務停止処罰を受け、違法所得は没収される。

- (1) 同時に二ヶ所以上の弁護士事務所執務すること
- (2) 同一事件で当事者双方の代理人となること
- (3) 他の弁護士を誹謗したり、紹介料を支払うなどの不正手段で業務依頼を争うこと
- (4) 受任後、正当な理由がないのに弁護或いは代理を拒否すること
- (5) 正当な理由なく指定時刻どおりに出廷せず、訴訟もしくは仲裁活動に加わらないこと
- (6) 依頼人の取引上の秘密或いは個人的プライバシーを漏洩すること
- (7) （弁護士事務所）無断で委託を受けたり、無断で依頼人から費用や金品を收受したり法律事務を提供する機会を利用して依頼人から係争權益を得、或いは相手方から金品を受け取ること
- (8) 規定に反して裁判官、検察官、仲裁員と面会し、または裁判官、検察官、仲裁員およびその他の

関係者を接待したり、金品を贈与すること

(9) 相手方が合法的手段で証拠を取得することを妨碍すること

(10) 法廷或いは仲裁法廷の秩序を乱し、訴訟や仲裁活動の正常な進行を妨碍すること

(11) 処罰さるべきその他の行為

#### 第四五条

弁護士に、次に掲げる行為の一つがある場合は、省、自治区、直轄市の人民政府司法局によって、弁

護士業務許可証を取消される。また、犯罪を構成する場合は、法に基づいて刑事責任を追及される。

(1) 国家機密を漏洩すること

(2) 裁判官、検察官、仲裁員およびその他の関係者に贈賄すること、または賄賂を贈るように依頼人に指示或いは示唆すること

(3) 虚偽の証拠を提供したり重要事実を隠蔽したり脅したりして、他人を利益誘導することで虚偽の証拠を提供させたり重要事実を匿しだてすること

故意犯で刑事罰を受けた弁護士は、当然に弁護士業務許可証を取消される。

#### 第四六条

弁護士と偽って法律事務に従事した者に対しては、公安機関が当該違法業務の停止を命じ、違法所得を没収するとともに五千元以下の罰金および一五日以内の拘留に処することができる。

弁護士業務許可証を取得していないのに経済的利益を得る目的で訴訟代理または弁護業務に携わった者に対しては、省、自治区、直轄市の人民政府司法局が違法業務の停止を命じ、違法所得を没収するとともに違法所得金額の倍以上五倍以下の罰金に処することができる。

#### 第四七条

弁護士事務所が、本法に反する行為をした場合は、省、自治区、直轄市の人民政府司法局は回復（改

正)を命じ、違法所得を没収するとともに違法所得の倍以上五倍以下の罰金に処することができる。なお、情状により営業の停止或いは営業許可証の取消を命ずることができる。

第四八条 被処分者が、司法局の処分不服の場合は、処分決定の通知を受取った日から一五日以内に、その上級司法局へ再議を申請することができる。また、その再議の決定に不服の場合は、その通知を受取った日から一五日以内に人民法院へ提訴することができる。なお、直接人民法院へ提訴することもできる。罰金の処分を受けた者が行政再議を申請せず或いは行政訴訟を提起しないまま、その履行をしない場合には、処分を決定した司法局は、人民法院に対して強制執行を請求することができる。

本法第一条により弁護士業務許可証の交付を申請しまたは第十九条により弁護士事務所の設立を申請したが、弁護士業務許可証または弁護士事務所営業許可証を取得できなかった申請者は、本条第一項に定める手続により、再議の申請または訴訟を提起することができる。

第四九条 弁護士が違法な業務或いは過失により依頼人に損害を与えた場合は、所属する弁護士事務所が責任を負う。弁護士事務所が賠償した後は、故意或いは重過失のある弁護士に対して求償することができる。違法業務或いは過失によって依頼人に損害を与えた弁護士および弁護士事務所については、民事責任を免除もしくは制約してはならない。

## 第八章 附 則

第五〇条 軍隊に法律事務を提供する軍隊弁護士資格の取得並びに権利、義務および行為の準則については本法を適用する。軍隊弁護士に関する具体的な管理規則は、国務院と中央軍事委員会が別に定める。

第五一条 外国弁護士事務所が、中華人民共和国内で機構を設立し規定に基づいて法律事務を提供する場合の管

理規則は国務院が制定する。

第五二条 弁護士費用の規準については、国務院司法局が制定し国務院に報告して認可を受ける。

第五三条 本法は、一九九七年一月一日から施行する。一九九〇年八月二六日第五期全国人民代表大会常務委員

会第一五回會議において採択された《中華人民共和国弁護士暫定条例》は同日廃止する。